

IV 行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>「集中改革プラン」に相当する本市の「行政革命戦略5つの宣言」において、平成22年度までの職員数計画を掲げている。病院及び消防を除く職員で見れば、平成17年4月1日現在の職員数448人を平成23年4月1日までに15.6%削減し378人とする目標である。全職員で見ると、平成17年4月1日現在の680人に対し、平成23年4月1日には9.4%削減し、616人とする目標である。</p> <p>なお、職員数計画に掲げている平成19年4月1日の職員数673人に対し、同時期の実職員数は659人であり、計画に対して合計14人の減員となっている状況である。【課題③対応】</p>
○ 給与のあり方	<p>○給与構造の見直し 平成18年10月実施済み</p> <p>○地域手当支給率 H19：10%、H22：3%（国公 H19：3%、H22：3%）</p>
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>国において平成18年4月1日に実施された給与構造改革について、本市では平成18年10月1日に号給の細分化や約5%の水準ダウン、枠外昇給廃止を盛り込んだ給料表の改定を実施した。</p> <p>地域手当支給割合の現状については、国基準支給割合3%の地域にあって、本市支給割合は10%となっている。平成22年度に国基準支給割合（3%）となるよう経過措置を設けて、平成20年3月議会において条例案を提出し改正の予定である。【課題③対応】</p>
◇ 技能労務職員の給与のあり方	<p>現状、国公の行政職（2）表適用者と比較すると高い水準にある。現業部門のアウトソーシングを推進するとともに、技能労務職員の退職不補充を徹底することで、技能労務職員にかかる総人件費を抑制していく方針である。</p> <p>また、技能労務職員に係る取組方針について、平成20年3月に公表を予定している。【課題③対応】</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職時特昇については既に廃止している。（長期勤続者に対する特昇は平成17年3月1日以降、勧奨退職については平成18年9月30日以降廃止）</p> <p>退職手当支給率については、平成18年9月30日以前は国公と異なる部分があったが、10月1日以降は国公支給率比での超過支給をなくすため、国公同様の支給率に改めた。【課題③対応】</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>互助会としての福利厚生事業は、職員厚生会への委託方式としているが、会の財源のほとんどは会員からの会費で賄っており、委託料は会費収入の1/2以下となっている。</p>
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 物件費の削減	<p>パソコンの活用による版下製作や庁内印刷の利用等により印刷製本費の節減に努めていく。また、賃借料については業務に支障がない範囲で可能な限り再リースを基本としていく。また、調査委託等については、事業の全体計画を明確にしたうえで、本当に必要な業務なのかを判断し、業務執行していく。【課題①対応】</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成19年7月現在、25施設に同制度を導入している。</p> <p>また、実施可能なアウトソーシング方策を検討し実行するために、平成18年度及び19年度に市の事業に対して民間事業者からアウトソーシングの手法、積算概要、人材確保手段等についての提案を募集する「市場化可能性調査」を実施した。現在、この提案内容を参考にして、新たなアウトソーシング実行に向けて検討を行っている。【課題②、④対応】</p>

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	市税の徴収率向上に向けて、夜間及び休日徴収を実施し、18年度からは日曜日に納税窓口を開設している。 また、公有資産の収益資産化、図書等の有償頒布などを積極的に進めていき、市公式HPや市報等を利用した広告料収入などの歳入確保策に取り組んでいく。
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	土地開発公社の保有資産（土地）の再取得及び処分を促進するための研究を進め、経営健全化に資する具体的方策を立案し、実行していく。 また、土地開発公社の借入資金の金利負担を軽減する為、無利子貸付を継続していく。
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開	
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	「市職員の人事行政に関する状況（概要版）」を市報12月号に掲載し、給与・定員管理の公表と併せて市HPにおいて公表している。
◇ 財政情報の開示	毎年、6月1日及び12月1日に財政事情の公表を行い、本庁及び各出張所に閲覧コーナーを設けている。 また、「予算の概要」「決算の概要」についてはそれぞれ市報5月号、10月号に掲載し、市HPにおいても公表している。
○ 公会計の整備	貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を行い、公会計の整備の推進に取り組んでいく。 人口3万人以上の三浦市としては、平成21年度までに4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示に取り組んでいく。
○ 行政評価の導入	平成18年度を行政評価の施行年度とし、「三浦市版行政評価(平成18年度試行)報告書」をまとめ、平成19年3月に公表した。平成19年度を行政評価の本格稼働年度としている。
7 その他	補助金等の整理合理化による経費削減、民間委託等の推進による経費削減、事務事業の整理合理化による経費削減【課題①、②、④対応】

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。